福岡地方最低賃金審議会 会 長 丸谷 浩介 殿

> 平和・労働・人権 北九州共闘センター 議 長 竹内 俊一

最低賃金の改定に関する意見書

昨年来から続いている物価値上げの勢いは収まらず、6月23日総務省発表の5月の全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数は前年同月比3・2%上昇、「生鮮食品を除く食料」も前年同月比9・2%上昇となっています。

福岡市の場合でも総合指数は前年同月比3・2%、北九州市でも前年同月比3・3%となっています。 帝国データバンクが主要 195 社を対象に5月31日にまとめた調査によれば、6月の食品値上げは3 575品目にも及ぶとされていました。NHKの報道番組で、あるエコノミストは「去年からコストが 非常に大きくなり、企業だけでは吸収しきれないということで値上げが進んだ。価格転嫁しきれてい ない部分は今後さらに転嫁しなければならないので、当面、値上げの動きは続くとみられる。生活者 の負担としては厳しい状況が今後も続くとみておく必要がある」と述べていました(NHK ホームペー ジにも記載)。

このようななかで、今春闘の賃金引上げが注目されていましたが「連合」の調べでは正社員の賃上 げ率は平均で 3・58%となっていますが、実際の底上げとなるベース・アップでは平均 2・12%となっており、22 年度の消費者物価指数(生鮮食品除く)の上昇率 3・0%には追いついていません。7月 12 日厚労省発表の中小零細企業の賃金上昇率は前年比 0・6 ポイント増の 2・1%となって 26 年ぶりの高さというものの、この程度の賃金引上げでは実際の労働者の生活改善につながらないことは明らかです。

7月18日放送のNHKクローズアップ現代では、「食費節約で"低栄養"に!?~「値上げ時代」どう健康守る~」と題する番組を組み、食品の値上げが相次ぐ中、子供の栄養優先で本人(親)の食事を簡素にして節約するあまり"低栄養状態"に陥る人が少なくない、という報道がされていました。このような現実が果たして憲法25条にいう「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に値するものであるかどうか、鋭く問われなければなりません。昨年も主張した通り、最低生計費調査の結果からみて、時間額1500円以上の最低賃金はどうしても必要です。

ところで、中央最低賃金審議会は4月6日、最低賃金引き上げの目安を示している地域区分をA~Dの4ランクからA~Cの3ランクに変更することを決定しました。その理由は、端的にいえば「地域間格差の是正」にあり、それは労働側だけの主張ではなく、岸田首相自身も政労使会議はじめ様々な場で指摘していることと、加藤厚労大臣も4月11日の記者会見のなかで「ランク数を減らすことでランクごとの目安額の差により生じる最低賃金額の差が従来と比べて生じにくくなる効果も考えられる」と述べているところにも表れています。さらに加藤厚労大臣は「3要素のデータの状況次第では下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した」とも語っています。

現状、最上位額は東京都の 1,072 円、沖縄県など 10 県が 853 円。219 円もの深刻な差があります。 最低賃金額の全国加重平均は 961 円で、福岡県でさえそれに遠く及ばない 900 円です。最下位額の 853 円が全国 10 県のうち九州・沖縄に 6 県も存在しています。人口流出など低すぎる最低賃金の弊 害が政権与党のなかからも指摘されているなかで、実額としての時間額 1000 円以下をなくさなければ弊害に対する効果はないでしょう。同時にこれから出されようとしている「目安」については、A ランクよりも B ランク、B ランクよりも C ランクという引き上げ幅にならなければ、格差の解消も実現できないのではないでしょうか。これらがなかったならば、首相が語ったとされる「地域間格差の是正」も空文句に終わってしまいます。私たちは「なくせ 1000 円以下最賃、急げ 1500 円」を強く主張します。

このような最低賃金の引き上げにあたって、いつも問題になっているのが中小企業に対する支援策です。今年5月に開かれた日本弁護士連合会のシンポジウム「最低賃金問題を考える」では、出席された各界の代表者の間では最低賃金の引き上げには同意できるものの、問題は中小企業支援策の拡充にあるという点でおおかた一致していました。そのシンポジウムのなかで、現状の中小企業支援策については「額が少ない、使いづらい、手続きが難しい、知られていない」という指摘が出され、自民党からは「支援策として直接引き上げるものがない。」「これを使って上げるというものを求めたい。」というような声も上がっていました。

いずれにしても、最低賃金の引き上げに必要なことは、社会保険料の減免などの支援を行うことであり、その財源については、大企業優遇の税制をあらためるか、巨大な内部留保金から一部充てるなどに、大胆に踏み込むしかありません。

仮に「5~9人零細企業」260万人、「10~99人の中小企業」1087万人を対象として、全国一律最賃 1500円のために中小企業の社会保険料の6割を支援するとして、A.健康保険料 60%減免⇒1兆8000億円 B.年金保険料 60%減免⇒3兆円 合わせて 4.8兆円の財源でまかなえるという試算があります (下関市立大学 関野教授による試算)。内部留保 513兆円(資本金10億円以上の大企業全産業、金融・保険業を含む)からみればわずかな額です。それでも大企業にとっては手痛い支出というのであれば、最低賃金の経済的効果に目を向けるべきでしょう。先に述べた日弁連のシンポジウムであるパネラーは、1500円に引き上げられた場合の効果として、国内消費需要拡大、それに伴って国内生産の増加、新たな雇用の増加、税収の増加など具体的な数値を提示していました。いくつかの国で最低賃金の大幅な引き上げを行った結果、同じような経済的効果が得られたようです。

最低賃金の引き上げについては、なかなか収まらない物価高のなかで、労働者にとって真の生活改善につながるものになるかどうか、重要な場面を迎えていると私たちは考えています。

つきましては、以上のことを要約して、貴職に下記項目を要請いたします。

記

1、少なくとも沖縄と九州各県において1000円以下の最低賃金をなくすこと。そのうえで福岡県における最低賃金を早期に1500円に引き上げるための議論を行うこと。

2、国や中央最低賃金審議会に対し、最低賃金全国一律制度の実現とそれに至るまでのプランを求めること。

3、国に対し、最低賃金の引き上げにあたって、中小・零細企業に対しては社会保険料の負担軽減など 十分な支援策を講じること。大企業に対する優遇税制をやめる、あるいは大企業の内部留保金に課税 をかけるなどして、その支援策の財源とすること。

4、審議会での公正な審議を担保するために、福岡地方最低賃金審議会のすべての審議会や専門部会を 公開とすること。

以上